

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 2 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(野田市斎場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 野田市斎場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 3 年野田市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 3 号中「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に改める。

(野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則の一部改正)

第 2 条 野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則（平成 1 8 年野田市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に、「入所前」を「入所又は入居の前」に、「継続入所障害者」を「継続入所等障害者」に、「入所した」を「入所又は入居をした」に改める。

(野田市移動支援事業実施規則の一部改正)

第 3 条 野田市移動支援事業実施規則（平成 1 8 年野田市規則第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に、「入所前」を「入所又は入居の前」に、「継続入所障害者」を「継続入所等障害者」に、「入所した」を「入所又は入居をした」に改める。

(野田市障がい者等一時支援事業実施規則の一部改正)

第 4 条 野田市障がい者等一時支援事業実施規則（平成 1 8 年野田市規則第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に、「入所前」を「入所又は入居の前」に、「継続入所障害者」を「継続入所等障害者」に、「入所した」を「入所又は入居をした」に改める。

(野田市地域活動支援センター運営費等補助金交付規則の一部改正)

第 5 条 野田市地域活動支援センター運営費等補助金交付規則（平成 1 9 年野

田市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に、「入所前」を「入所又は入居の前」に、「継続入所障害者」を「継続入所等障害者」に、「入所した」を「入所又は入居をした」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「(別記第1号様式)」を削り、同条第1号中「(別記第2号様式)」を削り、同条第2号中「(別記第3号様式)」を削り、同条第3号中「(別記第4号様式)」を削り、同条第4号中「(別記第5号様式)」を削る。

第6条中「(別記第6号様式)」を削る。

第8条中「(別記第7号様式)」を削る。

第9条中「(別記第8号様式)」を削る。

第10条各号列記以外の部分中「(別記第9号様式)」を削り、同条第1号中「(別記第10号様式)」を削り、同条第2号中「(別記第11号様式)」を削る。

第11条中「(別記第12号様式)」を削る。

第12条中「(別記第13号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業実施規則の一部改正)

第6条 野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業実施規則(令和2年野田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に、「入所前」を「入所又は入居の前」に、「継続入所障害者」を「継続入所等障害者」に、「入所した」を「入所又は入居をした」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。